

令和8年8月

## 酒々井町子ども・子育て政策会議 傍聴要領

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 傍聴を希望する方は、受付で氏名及び住所を記入し事務局の指示により、会場に入場してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い定員になり次第終了とします。

### 2 傍聴することができない者

次に掲げる事項に該当する者は、会議を傍聴することができません。

- (1) 凶器、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、ビラの類を携帯している者
- (3) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びていると認められる者
- (5) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### 3 傍聴するにあたって守っていただく事項

傍聴人は、次に掲げる事項を守り傍聴してください。

- (1) 会議を傍聴するにあたっては、本会長の指示に従うこと。
- (2) 拍手その他の方法により、会議における発言に対して、公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 発言し、又は騒ぎ立てないこと。
- (4) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

### 4 傍聴人が、3の事項に違反したときは、会長が注意し、これに従わないときは退場していただきます。